

令和7年度 下関市 教育・保育施設利用案内

～1号認定子どもの場合～

1. 対象者

- ① 幼稚園を希望されるお子様
- ② 認定こども園に幼稚園タイプでの通園を希望されるお子様

クラス年齢	生年月日
3 歳児	R3.4.2～R4.4.1
4 歳児	R2.4.2～R3.4.1
5 歳児	H31.4.2～R2.4.1

2. 申請の流れ

希望施設へ直接申込みをする

- ・ 申込み期間は施設によって異なります。3. 申請受付期間をご確認の上手続きをしてください。

施設から入園の内定を受ける

- ・ 申込み多数の場合、抽選等の施設が定める方法により入園者を決定することがあります。

保育の利用を必要とする理由がない場合

- ・ 子どものための教育・保育給付認定申請書を園に提出してください。

入園に向けて園と事前の調整をする

保育の利用を必要とする理由がある場合(※1)

- ・ 子どものための教育・保育給付認定申請書
- ・ 子育てのための施設等利用給付認定申請書(※2)
- ・ 多子世帯利用給付認定申請書(※2)
- ・ 保育の利用を必要とする理由を証する書類(※3)
- ・ 口座振込先指定届と口座の写しを園に提出してください。

※1 保育を必要とする理由ごとに、その理由が認められる期間（認定期間）が定められています。詳しくは裏面をご覧ください。なお、保育を必要とする理由は父・母それぞれに求められます。

※2 申請書を提出して保育の必要性が認められた場合は、預かり保育を無償で（上限額あり）利用することができます（利用の際は一旦園に利用料を納めます）。

※3 保育の利用を必要とする理由を証明する書類は、理由に応じて用意する書類が異なりますので、裏面を確認し必要なものをご用意ください。

3. 申請受付期間

利用を希望する園が公立か私立か、また、いつから利用を開始するかによって申請受付期間や申込先が異なりますので、下表をご確認ください。

利用開始希望月	申請受付期間	
令和7年4月	公立施設	<u>令和6年10月15日（火）～令和6年10月17日（木）</u> <u>9時～16時</u> 入園を希望する幼稚園・認定こども園で受付を行います。
	私立施設	受付期間は各園で異なります。 ご希望の園へお問い合わせください。
令和7年5月 ～令和8年3月	各園で定員の範囲内で随時受付をしております。 あらかじめ園への見学、面談等を済ませた後、 <u>利用希望月の前月20日まで</u> に入園申込みと子どものための教育・保育給付認定申請書を提出してください。	

◎保育の利用を必要とする理由と認定期間

保育の利用を必要とする理由	認定期間
家庭外（内）で仕事をしている【月52時間以上】	就労期間（最長小学校就学前の3月31日まで）
妊娠・出産	分娩予定月とその前後2ヶ月（最長5ヶ月）
長期にわたる疾病・障害がある	回復するまでの期間
同居又は長期入院している親族の介護・看護をしている【月52時間以上】	従事する期間
火災・風水害・地震等の災害復旧にあたっている	従事する期間
求職活動や起業準備をしている	2ヶ月間（申立てにより1ヶ月延長可）
就学又は職業訓練等を受けている【月52時間以上】	在学期間
虐待やDVのおそれがある	必要と認められる期間
育児休業	育児休業期間又は産まれた子どもが満1歳になる日の属する月の末日までのいずれか短い方の期間
その他市長が必要と認める場合	必要と認められる期間

◎保育の利用を必要とする理由ごとの用意する書類

理由	用意する書類	備考
家庭外（内）での仕事	就労証明書（令和6年度より様式統一） →自営業の場合は添付書類が必要です。	就労時間が <u>月52時間以上</u> （原則1月当たりの労働日数13日以上、1日当たりの労働時間4時間以上）必要です。 自営業主の方は、自営等の事実が確認できる書類を併せて提出してください。
妊娠・出産	①母子健康手帳の写し 又は ②出産（予定）証明書	①の場合、 <u>表紙と分娩(出産)予定日が記載してあるページ</u> の写しを提出してください。
長期にわたる疾病・障害	医師の診断書	<u>家庭での保育ができない、又は困難である旨が記載されたもの</u> を提出してください。
同居又は長期入院している親族の介護・看護	①介護・看護対象者(※)について医師の診断書 ②介護・看護状況申告書 ※ 介護・看護の対象者は、 <u>同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）</u> しか認められません。	①については、 <u>介護が必要な旨（入院付添の場合はその旨）が記載されたもの</u> を提出してください。 介護に要する時間についての要件は就労における就労時間と同様です。
災害復旧	状況が確認できる書類	
求職活動	添付書類なし	<u>連続や同一年度内に複数回の利用は原則不可です。</u> <u>活動状況の報告を求めることがあります。</u>
就学・職業訓練等	①在学証明書（予定の場合は合格通知等入学予定の確認できるもの） ②就学時間の確認できる書類（時間割等）	就学時間についての要件は就労における就労時間と同様です。
育児休業	育児休業の証明・辞令等 （対象者、育児休業の期間について就労先による証明がされているもの）	証明書については、市が定める様式はありません。 就労先の様式にて証明を受けてください。
その他	必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。詳しくはお問い合わせください。	

お問合せ先

下関市南部町1番1号 下関市こども未来部 幼児保育課 入園給付係

TEL：（０８３）２３１－１９２９